

平成 18 年 3 月 9 日

リース会計専門委員会の審議状況の要約

以下は、事務局提案たたき台を現状の会計基準、実務指針にあてはめたものであり、専門委員会で検討を行っている。これらは、より理解を深め論点を明確にする目的で作成しているものであり、形式、表現については、今後検討する予定である。

1. 会計基準の改定案

（会計処理）

「三 ファイナンス・リース取引に係る会計基準 1 借手側、2 貸手側」の内容を以下のように変更してはどうか。

（第一案）

ファイナンス・リース取引については、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるものとそれ以外の取引に区分した上で、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

（第二案）

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

「三 ファイナンス・リース取引に係る会計基準」に、以下のように開示を追加してはどうか。

（開示）

（借手）

リース資産については、有形固定資産又は無形固定資産の属する各科目に含めるものとするが、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括してリース資産として表示することもできる。リース債務については、一年以内に支払の期限が到来するものは流動負債に属するものとし、一年を超えて支払の期限が到来するものは固定負債に属するものとする。

リース資産については、資産の種類別の取得原価総額及び減価償却累計額総額を、（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるものとそれ以外の取引の別に）、貸借対照表に注記する。ただし、重要性が認められない場合には、当該注記を要しない。また、リース債務については、貸借対照表日後 5 年内における 1 年ごとの返済予定額の総額を、貸借対照表に注記する。

（貸手）

（第一案）

貸手は、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により生じた資産を、リース債権として表示する。また、リース債権に、リース期間終了時に見積もられる残存価額で借手の残価保証以外の額（以下、「見積残存価額」という。）が含まれる場合は、当該金額を注記する。

（第二案）

貸手は、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により生じた資産を、リース投資資産として表示する。また、リース投資資産に含まれるリース料債権部分と見積残存価額の金額を注記する。

リース債権（又はリース投資資産）については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの回収予定額の総額を、貸借対照表に注記する。

【現状と比較した主要な変更点】

- 所有権移転外ファイナンス・リースに関する、例外処理を削除している。
- 開示（表示、注記）を定めている（現状は実務指針で定めている。）
- 借手の表示を、有形・無形で一括してリース資産として表示することも認めている。また、重要性に応じて各科目別の数値がわかるよう、注記することとしている。
- 貸手の表示は、リース債権とリース投資資産の両論を提案している。これは、貸手の見積残存価額（借手の保証なし）がある場合、リース債権とするのはおかしいとの意見があるためである。
- 借手について返済年次別データ、貸手について回収年次別データを注記することとしている。

【上記に対する専門委員会での主なコメント】

- 適用指針において、移転と移転外に会計処理を分けるのであれば、会計基準でも分けておいたほうがよいのでは。
- 簡便的な取扱いも基準で定めたほうがよいのではないかと（貸借に準じた処理が簡便法としてあることを記載すべきでは。）
- リース投資資産とした場合の、リース料債権の注記は不要であり、見積残存価額の注記のみでよいのではないかと。
- 貸手については、繰延利益の金額を注記することも有用ではないかと。
- 他の長期性の資産の注記との整合性を考えると、貸手についての回収年次別データは、不要ではないかと。

2. 適用指針について

(1) 適用指針の範囲

ファイナンス・リース取引については、通常の保守等以外の役務提供が組み込まれていないリース取引を取り扱うこととする。

【現状と比較した主要な変更点】

- 典型的なリース取引を検討範囲とするために、上記の記載を入れてはどうか。

(2) 借手 - 所有権移転外ファイナンス・リースの原則的な取扱い

リース資産及びリース債務の計上

所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、リース物件とこれに係る債務を、リース資産及びリース債務として、以下の方法に従い、貸借対照表に計上する。

リース資産及びリース債務の計上価額

リース物件とこれに係る債務をリース資産及びリース債務として財務諸表に計上する場合の価額は次のとおりとする。

借手において当該リース物件の貸手の購入価額等が明らかな場合は、リース料総額(残価保証がある場合は、残価保証額を含む。)を「二 ファイナンス・リース取引の判定基準」の「2. 具体的な判定基準」の(3) . (4)に示した割引率で割り引いた現在価値と貸手の購入価額等とのいずれか低い額による。

貸手の購入価額等が明らかでない場合は、 に掲げる現在価値と見積現金購入価額とのいずれか低い額による。

支払リース料の処理

リース料総額は利息相当額部分とリース債務の元本返済額部分とに区分計算し、前者は支払利息として処理し、後者はリース債務の元本返済として処理する。全リース期間にわたる利息相当額の総額は、リース開始時におけるリース料総額とリース資産(リース債務)の計上価額との差額になる。

利息相当額の各期への配分

利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法は、原則として利息法による。利息法とは、各期の支払利息相当額をリース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法である。当該利率は、リース料総額を年金現価の計算式に従って割り引いた現在価値が、リース開始時におけるリース資産(リース債務)の計上価額と等しくなる利率として求められる。

維持管理費用相当額の処理

維持管理費用相当額は、これをリース料総額から控除するのが原則であり、その金額がリース料に占める割合に重要性が乏しい場合は、又は、把握することが困難な場合には、これをリース料総額から控除しないことができる。

維持管理費用相当額をリース料総額から区分して会計処理する場合は、リース料総額から維持管理費用相当額の合理的見積額を差し引いた額を上記によって処理し、維持管理費用相当額は、その内容を示す科目で費用に計上する。

通常の保守等の役務提供相当額の処理

リース料総額（支払リース料）に通常の保守等の役務提供相当額が含まれる場合は、当該役務提供相当額については、維持管理費相当額に準じて会計処理を行う。

リース資産の償却

リース期間を耐用年数とし残存価額を零として減価償却費相当額を算定する。

リース期間終了後の再リース期間をファイナンス・リース取引の判定においてリース期間に含めている場合は、再リース期間を上記の耐用年数に含めるものとする。また、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額を残存価額とする。

償却方法は、定額法、級数法、生産高比例法等の中から企業の実態に応じたものを選定する。

【現状と比較した主要な変更点】

- リース料総額（支払リース料）に通常の保守等の役務提供相当額が含まれる場合の処理を定めている。その他は、現状の実務指針と基本的に同じ。

【上記に対する専門委員会での主なコメント】

- 利息法での費用配分を原則とすることは、リースが複合的な性格（賃貸借、サービス、金融）を有する中で、金融面に偏ってしまうのではないか。定額的な費用配分を認めるべきではないか。

(3) 借手 - 所有権移転外ファイナンス・リースの簡便的な取扱い**リース資産総額に重要性がないと認められる場合の取扱い**

以下の(a)の要件を満たし、リース資産総額に重要性がないと認められる場合は、(b)の簡便的な取扱いを行うことが認められる。

(a)判断基準

未経過リース料の期末残高が当該期末残高及び有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の合計額に占める割合が[5%, 10%, 20%]未満かつ未経過リース料の期末残高が当該期末残高及び有利子負債の期末残高の合計額に占める割合が[5%, 10%, 20%]未満である場合。

【対案：上記の判断基準に、「かつ、リース資産が事業内容に照らして重要性でない場合」を加える。】

なお、連結財務諸表においては、

< A 案 >

上記の判定は、各セグメントごとに行う。

< B 案 >

特に記載しない（連結ベースの見直しは行わない。）

< C 案 >

上記の判定は、連結財務諸表ベースで行うことができる。

(b)簡便的な取扱い

(a)の判断基準を満たす場合には、以下のいずれかの方法を適用することができる。

< 第 1 法 >

リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によることができる。

< 第 2 法 >

原則的な取扱いにおける「(3)利息相当額の各期への配分」において、利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法として、定額法を採用することができる。

少額リース資産の取扱い

以下の(a)の要件を満たし、個々のリース資産に重要性がないと認められる場合は、(b)の簡便的な取扱いを行うことが認められる。

(a)判断基準

以下の のいずれかを満たす場合。

重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引ただし、リース料総額にはリース物件の取得価額のほかに利息相当額が含まれているので、その基準額は当該企業が減価償却資産の処理について採用している基準額より利息相当額だけ高めに設定することができる。

リース期間が1年未満のリース取引

企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約1件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が300万円以下のリース取引

(b)簡便的な取扱い

オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

【現状と比較した主要な変更点】

- 会社全体でリース資産に重要性がない場合には、資産、負債を同額で計上した上で、定額的に費用配分することを認めている。
- 少額リース資産については、現状の実務指針と変更はない。300万円基準については、現在、リース事業協会に実態調査を依頼中である。

【上記に対する専門委員会での主なコメント】

- 連結ベースで重要性がないケースで親会社で簡便的な取扱いをしている場合は、連結子会社のリースに重要性がある場合でも、事務負担の増加を考慮して、子会社に簡便的な取扱いを認めてもよいのではないか。
- 「企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引」について、最近では情報インフラとして、ほとんどの企業でサーバー等が重要であるが、どのように考えるべきか。

(4) 借手 - リース会計基準を改訂する際の適用初年度の取扱い

以下の取扱いとしてはどうか。

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、会計基準の変更により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用していたリース取引を、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更する場合、リース取引開始日が会計基準変更初年度開始前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用することができる。ただし、この場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理の対象となるリース取引については、改訂前のリース会計基準で必要とされていた事項を財務諸表に注記しなければならない。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、会計基準の変更により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用していたリース取引を、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更する場合、リース取引開始日が会計基準変更初年度開始前のリース取引についても通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用していたリース取引を、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更するケースでは、当該リース取引につき、会計基準変更初年度の期首における未経過リース料残高相当額を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上することができる。なお、この場合、当該、未経過リース料残高相当額は、利息相当額を控除しない金額によることができる。

【現状と比較した主要な変更点】

- 基本的に、リース会計基準制定時の取扱いと同様としている。

(5) 他に借手で議論している事項

- 所有権移転ファイナンス・リースの取扱い（移転外の変更により影響を受ける部分）
- リース期間終了時の処理、再リースの処理、解約時の処理

(6) 貸手 - 所有権移転外ファイナンス・リースの原則的な取扱い

基本的な会計処理

リース料総額と見積残存価額の合計額からリース債権（又はリース投資資産）の計上価額を控除した額を受取利息相当額とみなす。この額は貸手にとっての売上総利益に相当するものとなり、次のいずれかの方法により処理する。また、重要な会計方針において、いずれの方法を採用したかを注記する。

リース開始時に売上高と売上原価を計上する方法

リース開始時にリース料総額で売上高を計上し、同時にリース債権（又はリース投資資産）を計上する。また、リース物件の購入価額又は借手に対する現金販売価額（リース物件を借手の使用に供するために支払った付随費用がある場合は、これを加算する。）により売上原価を計上する。

リース期間中の各期末において、リース開始時に計算された売買益のうち、代金回収未済の部分については、利益を繰り延べ、当該金額についてはリース債権（又はリース投資資産）と相殺して表示する。

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法

リース開始時に、リース物件の購入価額又は借手に対する現金販売価額により（リース物件を借手の使用に供するために支払った付随費用がある場合は、これを加算した額による。）リース債権（又はリース投資資産）を計上する。

リース期間中の各期に受け取る受取リース料をリース物件の売上高として処理し当該金額からこれに対応する売買益相当額(利息相当額)を差し引いた額(元本回収額)をリース物件の売上原価として処理する。

売上高を計上せずに、売買益を各期へ配分する方法

リース開始時に、リース物件の購入価額又は借手に対する現金販売価額により（リース物件を借手の使用に供するために支払った付随費用がある場合は、これを加算した額による。）リース債権（又はリース投資資産）を計上する。

受取リース料を売買益相当額(利息相当額)部分とリース債権（又はリース投資資産）の元本回

収部分とに区分計算し前者をリース物件の売買益等として処理し、後者をリース債権（又はリース投資資産）の元本回収額として処理する。

【現状と比較した主要な変更点】

- 資産計上科目を、リース債権とリース投資資産の両論にしている。
- の会計処理パターンは、実務指針で定める方法であるが、 を追加している。

【上記に対する専門委員会での主なコメント】

- 貸手については、そもそも今回の問題意識（借手における資産計上）とは関係ないため、検討を行うニーズがあるのか。
- 第一法は割賦売却の処理パターンであり、第三法は金融の処理パターンであるため、所有権移転外ファイナンス・リースが複合的な性格を有する中で適切ではないのではないのか。

借手又は第三者による残価保証がある場合の処理

リース契約において、リース期間終了時に、リース物件の処分価額が契約上取り決めた保証価額に満たない場合は、借手又は第三者に対して、その不足額を貸手に支払う義務が課せられることがある。このような条件を残価保証という。リース契約上に残価保証の取決めがある場合は、残価保証額を「基本的な会計処理」におけるリース料総額又は受取リース料に含めるものとする。

利息相当額の各期への配分

利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法は、原則として利息法による。この場合に用いる利率は、貸手の計算利率とする。

維持管理費用相当額の処理

維持管理費用相当額は、原則として、「基本的な会計処理」におけるリース料総額又は受取リース料に含めないものとする。この場合、リース料回収額に含まれる維持管理費用相当額は、収益(その他の売上高等)に計上するか、又は、貸手の固定資産税、保険料等の実際支払額の控除額として処理する。

なお、維持管理費用相当額がリース料に占める割合に重要性が乏しい場合は、これをリース料総額又は受取リース料から区分しないで会計処理を行うことができる。

リース料総額に通常の保守等の役務提供相当額が含まれる場合の処理

リース料総額に通常の保守等の役務提供相当額が含まれる場合は、原則として、「(1)基本的な会計処理」におけるリース料総額又は受取リース料に含めないものとする。この場合、通常の保守等の役務提供相当額部分は、収益(その他の売上高等)に計上する。

なお、通常の保守等の役務提供相当額部分がリース料に占める割合に重要性が乏しい場合は、これをリース料総額又は受取リース料から区分しないで会計処理を行うことができる。

リース料総額に、製造業者又は販売業者の販売益部分が含まれる場合の処理

製品又は商品を販売することを主たる事業としている企業が、同時に貸手として同一製品または商品をリース取引の対象物件としており、貸手の製作価額又は現金購入価額と借手に対する現金販売価額に差額がある場合には、当該差額は、

（第一案）

リース料総額から区分して会計処理を行うことができる。区分した金額の処理については、割賦売上取引に準じて会計処理を行う。

（第二案）

原則として、これをリース料総額から区分して会計処理を行う。区分した金額の処理については、割賦売上取引に準じて会計処理を行う。ただし、その金額がリース料に占める割合に重要性が乏しい場合は、これをリース料総額から区分しないで会計処理を行うことができる。

（第三案）

現状の実務指針と同様に、この項（6）リース料総額（受取リース料）に、製造業者又は販売業者の販売益部分が含まれる場合は明示しない。

【現状と比較した主要な変更点】

- リース料総額に通常の保守等の役務提供相当額が含まれる場合の処理を定めている。
- リース料総額に、製造業者又は販売業者の販売益部分が含まれる場合の処理を提案している。

【上記に対する専門委員会での主なコメント】

- 借手と同様、利息での収益配分は金融に偏った処理であり、定額的な配分を原則法とすべきではないか。
- 販売益部分の処理は、実務的に算定が難しく割賦基準を認めるのであれば、実益に乏しいのではないか。

(7) 貸手 - 所有権移転外ファイナンス・リースの簡便的な取扱い

貸手としてのリース取引に重要性がないと認められる場合の取扱い

以下の(a)の要件を満たし、貸手としてのリース取引に重要性がないと認められる場合は、(b)の簡便的な取扱いを行うことが認められる。

(a)判断基準

未経過リース料および見積残存価額の合計額の期末残高 ÷ (未経過リース料および見積残存価額の合計額の期末残高 + 営業債権の期末残高) = 10%以下の場合とする。

（連結財務諸表の取扱い）

<A案>

上記の判定は、セグメントごとに行う。

<B案>

特に記載しない（連結ベースの見直しは行わない。）

<C案>

上記の判定は、連結財務諸表ベースで行うことができる。

<A案> <B案> <C案>いずれの場合においても、リースがセグメントとして扱われている場合は、当該セグメントには簡便的な取扱いは適用できない。

(b)簡便的な取扱い

「(3)利息相当額の各期への配分」によらず、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額的に配分できる。

【現状と比較した主要な変更点】

- 現状の実務指針では、貸手については簡便的な取扱いは定められていないが、貸手としてのリース取引に重要性がないと認められる場合の取扱いを定めている。

【上記に対する専門委員会での主なコメント】

- 簡便的な取扱いとしては、オペレーティング・リースに準じた処理を行うことを認めてもよいのではないか。
- 連結集団内にリース会社があるような場合を考えると、借手と貸手の処理はなるべくミラーにしておくべきではないか。

(8) リース会計基準を改訂する際の適用初年度の取扱い

以下の取扱いとしてはどうか。

所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、会計基準の変更により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用していたリース取引を、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更する場合、貸手としてのリース取引に重要性がない場合は、リース取引開始日が会計基準変更初年度開始前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用することができる。ただし、この場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理の対象となるリース取引については、改訂前のリース会計基準で必要とされていた事項を財務諸表に注記しなければならない。

【現状と比較した主要な変更点】

- 貸手については、リース会計基準設定当時、移行時の措置は定められていないが、貸手にとって重要性がない場合の取扱いを定めている。
- 関連論点として、期首の影響額を特別損益するか、利益剰余金への直接賦課処理が認められるか、という問題がある。

【上記に対する専門委員会での主なコメント】

- 貸手についても、重要性にかかわらず、借手と同様に、適用前後での処理の使い分けを認めるべきである。
- 関連論点として記載されている期首の影響額の処理（PL か利益剰余金か）は、重要な問題であり、十分検討すべきである。

(9) 他に貸手で議論している事項

- 所有権移転ファイナンス・リースの取扱い（移転外の変更により影響を受ける部分）

以 上